

淡路市自主防災組織活動補助金交付要綱

令和3年3月31日
告示第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の育成及び活性化を図り、地域防災力の向上に資するため、防災訓練等を行う自主防災組織に対し淡路市自主防災組織活動補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、淡路市補助金等交付規則(平成17年淡路市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行うために町内会等(規模、地域性等により統合し、又は分割されたものを含む。)を単位として市民が自主的に組織した団体をいう。

2 この要綱において「防災訓練等」とは、災害等の発生に備えて自主的に計画及び実施する訓練で、次の各号に掲げるもののうち、2以上の個別訓練を実施するものをいう。

- (1) 情報収集及び伝達訓練 災害情報の把握、伝達等に関する訓練をいう。
- (2) 初期消火訓練 消火水利の確保、初期消火活動等に関する訓練をいう。
- (3) 救出及び救護訓練 救出用資機材の点検、救出救護活動等に関する訓練をいう。
- (4) 避難誘導訓練 災害時要援護者の把握、避難及び誘導、避難所運営等に関する訓練をいう。
- (5) 給食及び給水訓練 物資の調達及び配分、炊き出し等に関する訓練をいう。
- (6) 危険箇所点検 避難地及び避難経路の点検及び周知並びに防災マップの作成に関する取組をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 自主防災組織が単独又は合同で行う防災訓練等に要する経費
 - (2) 消防団や学校等の他団体と連携し、一体的に行う防災訓練等にあっては、自主防災組織が負担すべき経費
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱によらない国、県、市及びその他の団体からの補助金等があるときは、当該補助金等に係る対象事業費を当該補助対象経費から控除するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に定めるものは、補助対象経費としない。

- (1) 訓練や実働的な活動を伴わない研修会及び視察に要する経費
- (2) 防災資機材及び防災備蓄倉庫の取得に要する経費
- (3) 防災資機材及び防災備蓄倉庫に係る修理、補充、交換等に要する経費

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と次に掲げる自主防災組織の加入世帯数の区分に応じ、当該各号に定める額を比較し、いずれか少ない額を補助金として交付する。ただし、その額が5万円を超えるときは、5万円を上限とする。

- (1) 自主防災組織の加入世帯数が100未満の場合 防災訓練等の参加人数から100を減じた数(当該数が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)に150円を乗じて得た額に、25,000円を加算した額
- (2) 自主防災組織の加入世帯数が100以上200未満の場合 防災訓練等の参加人数から100を減じた数に150円を乗じて得た額に、35,000円を加算した額
- (3) 自主防災組織の加入世帯数が200以上の場合 防災訓練等の参加人数から100を減じた数に

150円を乗じて得た額に、45,000円を加算した額

2 この要綱による補助金の額は、防災訓練等の実施回数にかかわらず、1会計年度につき、前項に定める額を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「申請者」という。)は、防災訓練等を実施する日の14日前までに淡路市自主防災組織活動補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防災訓練等実施計画書

(2) 防災訓練等収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容を淡路市自主防災組織活動補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定事業の中止又は廃止)

第8条 第6条の規定による交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定に係る事業(以下「交付決定事業」という。)を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに淡路市自主防災組織活動補助金中止(廃止)届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、交付決定事業が完了したときは、その日の翌日から起算して30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、淡路市自主防災組織活動実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防災訓練等実績報告書

(2) 防災訓練等収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、当該報告に係る書類を審査し、又は必要に応じて現地の調査を行い、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、淡路市自主防災組織活動補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、淡路市自主防災組織活動補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を求めることができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法令若しくはこの要綱に違反し、又は市長の指示に従わなかつ

たとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、淡路市自主防災組織活動補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定者となった者に対するこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。